平成２６年（フ）第４９号
北海道旭川市末広６条１丁目１番17号　つつじコーポ202
破産者　鈴木　淳之
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８０号
盛岡市上田３丁目14番30号
破産者　野坂　光廣
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３０号
茨城県久慈郡大子町大字北田気110番地１
破産者　見代　建夫
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５３号
茨城県ひたちなか市磯崎町4984番地２
破産者　薄井千賀子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１５号
群馬県前橋市若宮町１丁目６番地15
破産者　寺島　吉江
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５９号
群馬県前橋市江田町135番地８
破産者　吉田　恒博
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５９号
静岡県浜松市中区新津町426番地の３
破産者　加登　　博
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９６３号
京都市伏見区淀美豆町786番地
破産者　中比良一之
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８２号
京都市右京区梅津南町15番地１　小山ハイツ209
破産者　京都・珈琲の里こと　鈴山　　隆
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２号
京都府宇治市槇島町北内66番地
破産者　宮地　政子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
京都市中京区壬生東大竹町40番地　ダイアモンテ壬生405号室、前住所京都市中京区壬生賀陽御所町37番地　グループホーム賀陽
破産者　森田　　篤
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
京都市左京区岩倉忠在地町361番地４　ヴィラ比叡201号
破産者　小林　督史
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
京都市山科区音羽前出町６番地１　音羽ハイツ205号
破産者　山本　幸子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
高知市長浜5274番地１　米ノ内14号
破産者　西森　厚志
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８２号
大阪府堺市堺区錦綾町１丁２番23号　ゴールドクレスト302、住民票上の住所高知市山手町28番地１
破産者　宮地　杉太
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７４４号
熊本県宇土市入地町170番地６
破産者　佐方　竜介
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３９号
大分市大字猪野957番地の２　ブルースカイワン明野２番館106
破産者　戸馬田道孝
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５３号
鹿児島県鹿児島市喜入中名町648番地１
破産者　武田　直人
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第９８号
長崎県佐世保市白木町50番25号
破産者　有限会社泰建興業
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係